

ぬき取ってお読み下さい。

会津若松市

令和3年
8月1日号

地産地消だより

ちさん

ちしょう

知っているつもり
になっていない?
「地産地消」

地産地消とは、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で使われています。

しかし、それだけではなく、地元で生産された農産物を地元で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者が結びつき、お互いに『顔が見え、話ができる』関係になり、コミュニケーションが生まれます。こうした地域の農業と関連産業の活性化を図ることができる取組が地産地消なのです。

食べる人

採れたての農産物は栄養豊富で
美味しい!

売る人

産地や生産者を
知って安心して買って
(食べて)ほしい!

作る人

安全で採れたての
農産物を
食べてほしい!

コミュニ
ケーション

環境面
にも
メリット

フードマイレージの低減

生産地から消費者までの距離が短ければ短いほど環境への負担が少なくなります。

(輸送にトラック、船、飛行機などが使われ、距離が長いほどCO₂が排出されるため)

エネルギーも地産地消

新電力や再生可能エネルギーをその地域で生産し、消費しようという取組も増えてきています。

(風力、地熱、木質バイオマス発電、ゴミ焼却時の余剰エネルギーなど)

みなさんも地産地消運動に参加しませんか?

キャンペーン
開催中!

消費者(食べる人)

「地産地消サポートクラブ
キャンペーン」に応募しませんか?

P2へGo!→

販売者(売る人)

「地産地消推進運動協力店」へ
登録しませんか?

P4へGo!→

生産者(作る人)

「地産地消協力農業者」へ
登録しませんか?

P4へGo!→

地産地消サポートクラブの会員になって応募しよう!

地産地消サポート クラブキャンペーン

実施中

地産地消に興味のある個人、事業所、団体等のみな様、地産地消サポートクラブに入会しませんか。登録すると地産地消に関する会員限定の情報やイベント等の情報を受け取ることができるほか、当キャンペーンに応募することもできます。

下記の応募部門から選び、その部門に合った地産地消の活動を実践し、その活動風景などを写真に撮ってご応募ください。

抽選で5,000円相当の地産地消商品つめ合わせを
20名様にプレゼントします!

応募期間: 令和3年8月2日(月)~9月17日(金) 当日消印有効

会員登録はこちらから



簡単申請
登録ページへ

市のホーム
ページへ



応募要件

- ・1部門1人1件
- ・複数部門への応募OK
- ・サポートクラブ会員のみ
- *応募と同時に会員登録することもできます♪

部門
1

我が家の地産地消

自宅で野菜を栽培する、親子で一緒に地元産農産物を使って料理をするなどの活動

部門
2

自慢の地産地消メニュー

地産地消を意識した新メニューや、普段から作っている地産地消メニューの紹介など

部門
3

お店で味わう地産地消

地産地消推進運動協力店や「あいつ食の陣」参加店舗で地産地消メニューを積極的に食べるなど

部門
4

その他

地元産農産物を使った食育活動や市内で開設されている直売所で地元産農産物を購入するなど

部門
5

地産地消川柳

地産地消がテーマ。地元産の農産物を食べた感想や地産地消への思いなどなんでもOK

※地産地消推進運動協力店や「あいつ食の陣」参加店舗は市HPに掲載しています。

応募方法

郵送の場合: 所定の応募用紙に活動内容を記入し、写真を裏面に貼り付けてください(部門5は写真不要)

応募用紙は市のホームページからダウンロードすることができます。

メールの場合: 写真を添付のうえ、本文に、1.氏名 2.住所 3.電話番号 4.会員番号 5.応募部門 6.写真の状況についての具体的な説明の6点を必ず記入し、お送りください。

応募先 問合せ先

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 TEL:0242-39-1253
会津若松市農政課「地産地消サポートクラブキャンペーン」係
Mail: nosei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp



メールアドレス
二次元バーコード

注意事項

- ・応募用紙は返却いたしません。
- ・応募いただいた内容は、地産地消だよりなどで紹介させていただく場合があります。(事前にご相談いたします)



会津若松米粉ネット
キャラクター
こめっこ法師

会津若松米粉ネット

第7回米粉料理コンテスト

会津若松市産の米粉を使って、オリジナルの米粉料理を作ってみませんか？
みなさんのアイデアをお待ちしています！

応募資格

プロ・アマ問わずどなたでも応募できます。
ただし、**令和3年10月30日(土)**の二次審査(試食審査会)に参加できる方。

要件

詳しくは、**市ホームページの募集要項をご覧ください。**

- ①作品は米粉の特色・魅力を生かした料理やスイーツとしてください。
- ②作品はオリジナルのもので、未発表作品に限ります。
- ③複数応募が可能です。その場合は応募用紙1枚につき1作品としてください。
- ④米粉以外の粉製品を使用する場合は、粉全量に対し米粉を30%以上使用してください。
- ⑤作品の材料代や二次審査参加にかかる費用(交通費、運搬費等)は、応募者の負担となります。

応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、作品の写真を添付して下記へご応募ください(メール可)。
応募用紙は農政課窓口に備えてあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

締切

令和3年9月17日(金)当日消印有効

表彰

試食審査会終了後に表彰式を開催します。

最優秀賞(1名)、優秀賞(1名)、入賞(2名)それぞれに賞状と副賞を贈呈します。
また、応募者全員に参加賞を贈呈します。

【問合せ・応募先】

会津若松米粉ネット事務局(会津若松市農政課内)
〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号
電話 0242-39-1253 FAX 0242-23-8180

会津若松市 米粉料理コンテスト

検索

Mail: nosei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp



市ホームページ



メールアドレス

販売者(売る人)のみなさまへ

「地産地消推進運動協力店」へ登録しませんか？

登録したら
どんな協力を
するの？

すでに会津産の農産物を使用している店舗のみなさんや、これから使用することを検討している販売店のみなさん、ぜひ登録してください。

販売店の場合

- ・会津産物を販売するときは、消費者に分かりやすく産地表示をします。
- ・店舗において、直接消費者のみなさんに販売します。

旅館・飲食店の場合

- ・会津産米を使用するときは、100%使用します。
- ・会津産物を使用していることをメニューなどへ表示してPRします。表示した会津産物については、100%使用します。

加工業者の場合

- ・会津産物の使用を商品表示、材料表示などによりPRします。
 - ・表示した会津産物については、その材料を100%使用します。
- ※会津産トマトと表示したら使用するトマトはすべて会津産のもの

生産者(作る人)のみなさまへ

「地産地消協力農業者」へ登録しませんか？

どんな人が対象なの？

- ・市内に住所がある農業者
- ・市の「地産地消」運動の推進に協力いただける農業者
- ・出荷品目ごとに市で定めた栽培計画書、栽培実績書などに栽培履歴を記入して公表できる農業者



登録すると何かあるの？

- ・市から登録証をお送りします。
- ・登録した農産物を出荷するとき、「あいちゃんマーク」(市の地産地消推進ロゴマーク)を表示できます。
- ・市のホームページでご紹介します。
- ・登録した農産物を学校給食の食材として納品することもできます。

※別途、学校教育課への登録が必要です。

地産地消推進
ホームページ

市のホームページもご覧ください。

会津若松市地産地消

検索

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007081000057>
申請書は農政課に備えつけてあります。また、市のホームページからもダウンロードすることができます。

各種
お申込み
問い合わせ

会津若松市 農政課 農業活性化グループ

〒965-8601

会津若松市東栄町3番46号 TEL/0242-39-1253 FAX/0242-23-8180

E-mail:nosei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp